

令和3年度世界へ羽ばたくトップアスリート育成事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 公益財団法人茨城県スポーツ協会（以下「県スポ協」という。）は、世界・全国で活躍するトップアスリートの輩出と国民体育大会候補選手の強化のため、国民体育大会の正式競技として認められている競技団体（以下「競技団体」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、当該補助金の交付については、この要項に定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助対象事業及び主な補助対象経費は、別表1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする競技団体の長は、令和3年度世界へ羽ばたくトップアスリート育成事業補助金交付申請書兼概算払申請書（様式第1号）を別に定める期日までに、公益財団法人茨城県スポーツ協会会長（以下「会長」という。）あて提出しなければならない。

(補助金の交付決定の通知)

第4条 会長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査することとし、補助金の交付が適正であると認めるときは、交付決定を行い、令和3年度世界へ羽ばたくトップアスリート育成事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(申請の取下げ期間)

第5条 競技団体の長は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取下げようとするときは、その交付決定の通知を受けた日から7日以内にその旨を記載した書面を会長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

(補助事業の内容変更等)

第6条 競技団体の長は、補助金額の50パーセントを超える経費の増減があるときは、あらかじめ令和3年度世界へ羽ばたくトップアスリート育成事業内容変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、令和3年度世界へ羽ばたくトップアスリート育成事業内容変更（中止・廃止）承認（及び変更交付決定）通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(概算払)

第7条 会長は、補助事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、補助金交付決定額の全額を概算払することができる。

(実績報告)

第8条 競技団体の長は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、その日から起算して30日を経過した日又は令和4年3月28日のいずれか早い日まで令和3年度世界へ羽ばたくトップアスリート育成事業実績報告書（様式第5号）を会長に提出しなければならない。

2 前条の規定により概算払を受けた競技団体の長は、前項の実績報告書を提出する際に、概算払精算書（様式第6号）を併せて提出しなければならない。

(補助金の額の確定の通知等)

第9条 会長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、その実施結果が補助金の交付決定内容（第6条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和3年度世界へ羽ばたくトップアスリート育成事業補助金の額の確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

2 競技団体の長は、既に交付を受けた補助金の額が前項に規定する補助金の確定額を超えるときは、その超える額について、会長の指示に従って返還するものとする。

(証拠書類の保存)

第10条 競技団体の長は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

2 会長は、必要に応じて帳簿その他の証拠書類を提出させることができるものとする。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要項は、令和3年4月7日から施行する。

別表 1

補助対象事業及び主な補助対象経費

1 対象事業

事業名	内容
1 選手強化	国民体育大会出場候補選手を対象とした、強化合宿等の実施。 (スタッフ会議及び県体育協会主催の会議に関するものも含む)
2 発掘・育成	次世代を担う選手(小・中学生)の発掘・育成。体験教室の実施。
3 指導者育成	指導資格取得研修、指導者養成研修及び優秀な指導者の招へい等。
4 育成システム構築	トップアスリートの育成システムの構築。(対象の競技のみ)

2 主な対象経費及び基準

対象経費	基準
報償費	合宿、研修会、講習会等(以下「強化育成事業」という)の実施にあたり、外部指導者を招へいた場合の謝金とし、1日1人あたり、原則23,000円を限度とする。なお、被受給者には、確定申告を促すこと。
旅費	雑費 監督・コーチを対象とし、金額は、次のとおりとする。 ・県内の場合：支給なし ・県外の場合：1日あたり2,200円 (泊を伴う場合は初日と最終日のみ支給)
	交通費 各事業参加者を対象とし、公共交通機関又は航空機を利用した場合は、実費を補助対象とする。ただし、特急列車乗車区間が片道100km未満の特急料金は、対象外とする。なお、その他の場合は、別表2により補助対象とする。 (航空機を利用した場合には、搭乗証明書等を添付すること)
	宿泊料 各事業参加者を対象とし、1泊あたり税込9,800円を限度額とする。ただし、国体開催地における直前合宿において、宿泊料金が宿泊要項に定められている場合は、その額を限度額とする。 (1泊には夕食・朝食を含む)
需用費	消耗品費 各事業の実施に必要な競技用消耗品の購入費とする。
	燃料費 各事業の実施に必要な競技用燃料の購入費とする。
	食糧費 各事業の実施に必要な補食及び栄養摂取に係る経費とし、1日あたり800円を限度とする。(選手のみ。通常の食事代は、対象外)
役務費	通信運搬費 各事業の実施に必要な競技用具の運搬費とする。
	保険料 各事業参加者を対象とした傷害保険料とする。
使用料及び賃借料	各事業の実施に必要な施設使用料、並びに、競技用品・輸送バス等の借上料とする。

※上記以外においても、対象事業実施のため適性と認められるものについては、対象経費として計上できるものとする。